

催し

1026890
あなたの声を市政に
まちづくり懇談会
豊郷地区

▼日時 9月28日(水)午後6時30分。

▼会場 豊郷区(岩曾町)。

▼内容 本市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行う。

▼その他 2歳以上の未就学児の託児あり。希望者は、9月16日までに、電話で、広報広聴課☎(632)2025へお問い合わせください。

アウトドア料理教室
in高間木キャンプ場

▼日時 10月15日(土)午前10時～正午。雨天中止。

▼会場 高間木キャンプ場(宮山田町)。

▼内容 薫製の手作り体験。

▼定員 先着7組(1組5人まで)。

▼費用 1組1000円(材料費など)。

▼申込期間 9月2～20日。

▼申込方法 直接または電話で、下田原運動場(下田原町)☎(672)1051へ。

1014347
毎月第2土曜日は
うんめくべ朝市

▼日時 9月10日(土)午前8時～10時。

▼会場 中央卸売市場(築瀬町)。

▼内容 水産物や水産加工品、菓子・乾物などの関連商品、野菜や果物の販売。

▼その他 青果棟には立ち入りできません。また、マグロの解体ショーなどのイベントは実施しません。

来店方法など、詳しくは、中央卸売市場HPををご覧ください。



▲中央卸売市場HP

お知らせ

1029783
とちぎパートナーシップ
宣誓制度で宣誓した
カップルへサービスを提供



県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が9月1日(木)に導入されることから、本市では、宣誓した性

燃えるごみの5割削減にご協力をお願いします

1028697

☎ごみ減量課☎(632)2414

ごみ減量へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。6月27日～7月24日の燃えるごみの量は、前年比で約6%削減することができました。

今後も、燃えるごみの5割削減に向け、ご協力をお願いします。

燃えるごみ・資源物に
危険ごみを混ぜないでください

クリーンパーク茂原の火災は危険ごみの混入が原因だと考えられます。危険ごみを出す際は、下のような注意点を守りましょう。

なお、モバイルバッテリー(リチウムイオン電池などの充電式電池)などは、本市では回収していません。家電販売店などにある「リサイクルBOX」へ入れてください。

危険ごみを出すときの注意点

- ▼ライターは使い切る。
- ▼スプレー缶・カセットボンベは、風通しの良い屋外などでガスを抜き、穴を開ける。
- ▼電池は、電極部分にテープなどを貼り、絶縁させる。
- ▼透明または半透明の袋に入れる。
- ▼決められた曜日・時間までにごみステーションへ。

燃えるごみ削減の3つのポイント

生ごみの水切り

生ごみの約8割が水分です。水切りをすると、重さを約1割減らすことができ、ごみ出しが楽になります。

分別の徹底

燃えるごみの中には「プラスチック製容器包装」や「資源化できる紙」などの資源物が約2割混入しています。分別を徹底し、資源物として出しましょう。

食品ロスの削減

賞味・消費期限切れなどに注意し、食材は「買すぎない」、料理は「作りすぎない」、「食べ残さない」ようにしましょう。

まちづくり活動応援事業 ポイント交換申請は9月30日まで

☎ みんなでまちづくり課 ☎ (632) 2886

令和3年度に「宇都宮市まちづくり活動応援事業」で貯めたポイントは、図書カードや市有施設の利用券、自治会などのまちづくり活動団体への寄付などと交換ができます。

ただし、申請期限を過ぎた場合は交換できませんのでご注意ください。

▼対象 令和3年度の活動で貯めたポイント(最大5,000ポイント)。

▼申込期限 9月30日(消印有効)。

▼申込方法 スマートフォンにインストールしている「まちづくり活動応援事業アプリ」またはまちづくり活動応援事業URLに必要事項を入力。また、紙での登録者には「ポイント付与通知書兼交換申請書」を5月に送付していますので、必要事項を書き、郵送または直接、〒320-8540市役所みんなでまちづくり課(市役所10階)へ。

▼その他 令和3年度中に100ポイント以上貯めた人は、協賛企業提供物品が当たる抽選会に参加できます。



▲まちづくり活動応援事業(HP)

的マイノリティのカップルに対して、県の制度を活用し、行政サービスを提供します。

▼サービス開始 9月1日(木)。

▼内容 市営住宅への入居申し込み、市営霊園・墓地の使用申し込み・承継。

▼利用方法 各サービスの利用時に、県が交付する「とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード」などを提示。

▼その他 詳しくは、男女共同参画課 ☎ (632) 2346 へお問い合わせください。

事業者に対する 迷惑行為を行わないように 気を付けましょう

一部の消費者による、事業者に対する暴言や長時間の居座りなどの迷惑行為が社会問題となりつつあります。

このような迷惑行為は、健全な消費生活の妨げになるだけでなく、場合によっては犯罪になることがあります。事業者に見解を伝える時には、きちんと伝わるように、次のことに注意しましょう。

意見を伝える際のポイント

▼ひと呼吸、置きましょう。

▼言いたいこと・要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう。

▼事業者の説明も聞きましょう。

1 消費生活センター ☎ (616) 156

マイナンバーカードの 申請手続きを支援する 出張申請サポートを実施中

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の無料撮影や申請書の

記入補助などを行う「出張申請サポート」を実施しています。

▼会場 市内のスーパーマーケット、大型商業施設、公共施設など。

▼対象 初めてマイナンバーカードを申請する人。

▼その他 記入後の交付申請書は、申請者自身が郵便ポストに投函してください。

実施会場など、詳しくは、出張申請サポート専用URLをご確認ください。

☎ 市民課 ☎ (632) 5266



▲出張申請サポート専用(HP)

9月10日は「屋外広告の日」
9月1～10日は「屋外広告物適正化旬間」

看板などの屋外広告物を出すには 許可が必要です

☎ 1005824

■屋外広告物とは 屋外で公衆に表示している看板・サイン・電光掲示板・のぼり旗・立て看板・ポスター・貼り紙などのことです。屋外広告物は、まちに活気を与えるものですが、無秩序な氾濫により、まちの景観や自然の景色を損なうこともあります。また、落下などの事故を防ぐため、定期的な点検が必要です。

■屋外広告物のルール 面積や高さなどの基準が条例で定められ、掲出する場合には事前に市への許可申請が必要です。許可期間は1カ月～3年以内で、許可期間を超えて継続して掲出する場合は、更新の申請が必要です。申請に必要な書類や申請方法など、詳しくは、市 ☎ をご覧になるか、直接または電話で、建築指導課(市役所11階) ☎ (632) 2573へ。

■違反広告物除却ボランティア団体募集 本市では、市民の皆さんと協力して快適な生活環境を目指すため、違反広告物を除却するボランティアを募集しています。

▼活動日時・場所 自治会の防犯活動に合わせて実施するなど、各団体のできる範囲で実施。

▼活動内容 道路上の電柱や街路樹など、条例で広告物の掲出を禁止している場所に取り付けられた貼り紙・貼り札などの撤去。

▼対象 市内在住か通勤通学する20歳以上の人で構成する5人以上の団体。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市 ☎ をご覧になるか、建築指導課 ☎ (632) 2573へ。